

中小企業者等事業継続 追加応援給付金 の申請に関するお知らせ

町では、広報はとやま5月号及び町ホームページ等でお知らせいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、大きな影響を受けている町内中小企業者の皆様の企業活動の継続を支援することを目的に「鳩山町中小企業者等事業継続追加応援給付金」事業を実施しています。

対象となる事業者の皆様は、期間内に申請をお願いします。

■申請期限 令和4年8月15日(月)まで(郵送の場合、当日消印有効)

■申請先 鳩山町商工会

■申請書 役場産業環境課及び鳩山町商工会で配布しています。

※町ホームページにも掲載しています。

■問合せ

役場産業環境課 ☎ 296-5895
鳩山町商工会 ☎ 296-0591

令和4年度住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金 について

国では、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日関係閣僚会議)において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、給付金を受け取る資格があるにもかかわらず、受給できていない世帯(令和4年度から新たに非課税世帯となった世帯等)に対して、1世帯あたり10万円を支給することになりました。

新たに対象となった世帯の方には、町より通知をお送りします。なお、令和3年度に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象になった世帯は対象となりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

■問合せ

役場長寿福祉課 給付金直通ダイヤル ☎ 298-8115

2 町内の農家支援として 農業経営継続支援給付金事業 を実施します



コロナ禍における、原油価格・農業用資材を含む物価高騰等により、厳しい経営環境下にある本町の家族農業を含む経営体等の経営継続を支援します。

■対象

・農家台帳に登録の町内農家で、経営面積10アール以上の農家(法人を含む)

・町内の農事組合法人

■給付額

【農家】一戸につき2万円(販売農家の収入金額によって最大で8万円までの加算額あり)

【農事組合法人】組員1人につき3,000円の給付

■申請期間 令和4年7月19日(火)から令和4年10月31日(月)まで(郵送の場合、令和4年10月31日の消印まで有効)

■申請書 役場産業環境課窓口で配布しています。

※町ホームページにも掲載しています。

■申請先・問合せ 役場産業環境課 農業・商工業政策担当 ☎ 296-5895

3 交通事業者の支援として 公共交通継続支援 を実施します



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少や、原油価格高騰等により、収益に大きな影響を受けている中、感染症の拡大防止対策を実践し、町内の自主運行路線を継続している民間の路線バス事業者に対して、その運行継続を支援するため補助金を追加交付します。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



鳩山町独自の支援事業である「若者生活支援特別給付金給付事業」、「町外就学児童・生徒給食費援助事業」及び「学校給食費免除事業」につきましては、4～5ページで紹介しています。そちらもぜひご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に対する 鳩山町独自の支援事業

第6弾

鳩山町では、コロナ禍のなかで、原油価格や電気・ガス料金など、物価高騰等の影響を受けている町民の皆さまに対して、町独自の支援事業第6弾を実施します。なお、この支援事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として活用し、実施します。

1 原油価格・物価高騰等の負担軽減として 水道基本料金を合計8か月分全額免除します

新型コロナウイルス感染症による原油価格・物価高騰等のため大きな影響を受けている、町民の方や町内事業者等に対する支援のため、現在水道基本料金の全額減免を令和4年6月から9月分まで行っていますが、さらに令和5年1月検針分(4か月分)まで拡充します。

なお減免を受けるための申請は不要です。

■基本料金減免期間(拡充分)

10・11月の12月請求分(11月検針)

12・1月の2月請求分(令和5年1月検針)

■減免内容

水道料金の基本料金(減免額は2か月の基本水量である全口径20m³分までとなります。)

■その他(注意事項)

▶「使用水量・料金のお知らせ」の請求予定金額は、減免後の金額を表示します。

▶今回の減免は、水道料金の基本料金のみです。下水使用料の減免はありません。

▶この減免に関しましては、利用者の方からの申請は

【水道の基本料金】

基本料金(2か月税込)	口径	減免額
	13 mm	1,936 円
	20 mm	2,156 円
	25 mm	4,136 円
	40 mm	13,156 円
	50 mm	18,436 円
	75 mm	49,236 円
	100mm	92,136 円

不要です。

▶この期間の減免措置について、上下水道課から電話や訪問をすることはありません。

▶減免期間終了後は、現行の基本料金を適用させていただきます。

■問合せ 役場上下水道課 業務担当 ☎ 296-1228

【料金算定の例 口径13mmの場合】

水道使用量	基本料金【減免対象】	従量料金	合計	請求額(減免後)
0～20m ³ 使用の場合	1,936 円	0 円	1,936 円	0 円
30m ³ 使用の場合	1,936 円	1,265 円	3,201 円	1,265 円
50m ³ 使用の場合	1,936 円	4,180 円	6,116 円	4,180 円



20m³を超えた従量料金のみが請求額となります。